

（２）春日井市DV対策基本計画（第３次）について

策定の趣旨

2001年(平成13年)４月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明示されました。

2004年(平成16年)の法改正では、都道府県による基本計画策定の義務付けなど取組の拡充が図られ、2007年(平成19年)の法改正では、保護命令の拡充のほか、都道府県のみ義務付けられていた配偶者暴力相談支援センター業務の実施や基本計画の策定が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が強化されました。また、2013年（平成25年）６月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその暴力を受けた被害者についてもこの法律を準用することとなりました。

本市においては、2009年(平成21年)３月に他市に先がけ「春日井市DV対策基本計画」を策定し、DV防止の広報・啓発、被害者の相談・支援に積極的に取り組んでまいりました。その後、2014年（平成26年）３月には「春日井市DV対策基本計画（第２次）」を策定し、被害者支援の取組を強化してまいりました。

また、2018年(平成30年)３月には「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021」を改定し、暴力を根絶する社会づくりを目標に配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進や性別に起因する暴力の根絶などの課題解決に努めています。

こうした中、愛知県においては、顕在化しているDV被害の状況を踏まえ、2018年(平成30年)３月に、「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第４次)」が策定されました。

本市においても、「春日井市DV対策基本計画（第２次）」策定から５年が経過することから、これまでの取組状況を踏まえ、課題を整理し、施策の一層の充実を図る為に、「春日井市DV対策基本計画（第３次）」を策定し、DVのない社会の実現を目指してまいります。

計画の位置付け

- 1 DV防止法第2条の3第3項に基づく基本計画です。
- 2 基本計画では、DV対策の取組の方向を示します。
- 3 国の方針や愛知県の4次計画を勘案し、市の実情に即した計画とします。
- 4 新かすがい男女共同参画プラン2012-2021(改定版)との整合を図ります。

計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

ただし、計画策定中に法律及び基本方針が見直しされた場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直します。

基本理念・基本目標

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。DVを根絶するには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、男女平等の意識をはぐくむとともに、DVを身近な問題として正しく理解することが必要です。

そこで、暴力を未然に防止するために、若年層に向けた啓発活動の実施や、被害者支援の入口となる相談窓口の周知などの広報啓発活動の強化、関係機関等との連携強化など子どもを含めた被害者支援の充実を重点に基本理念・基本目標を定めます。

基本理念 人権が尊重されるDVのない社会の実現

◆ 基本目標 1 DV防止のための啓発・教育の推進

市民一人ひとりのDVに関する正しい理解を深め、DVの防止に努めます。

◆ 基本目標 2 相談体制の充実

被害者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

◆ 基本目標 3 被害者の安全確保の徹底

被害者の情報管理を徹底するとともに、警察などの関係機関と連携して、被害者の安全を確保する体制を強化します。

◆ 基本目標 4 被害者の自立支援の充実

被害者が自立した生活を送ることができるよう、きめ細かな対応と総合的な支援に努めます。

◆ 基本目標 5 関係機関等との連携強化と人材育成

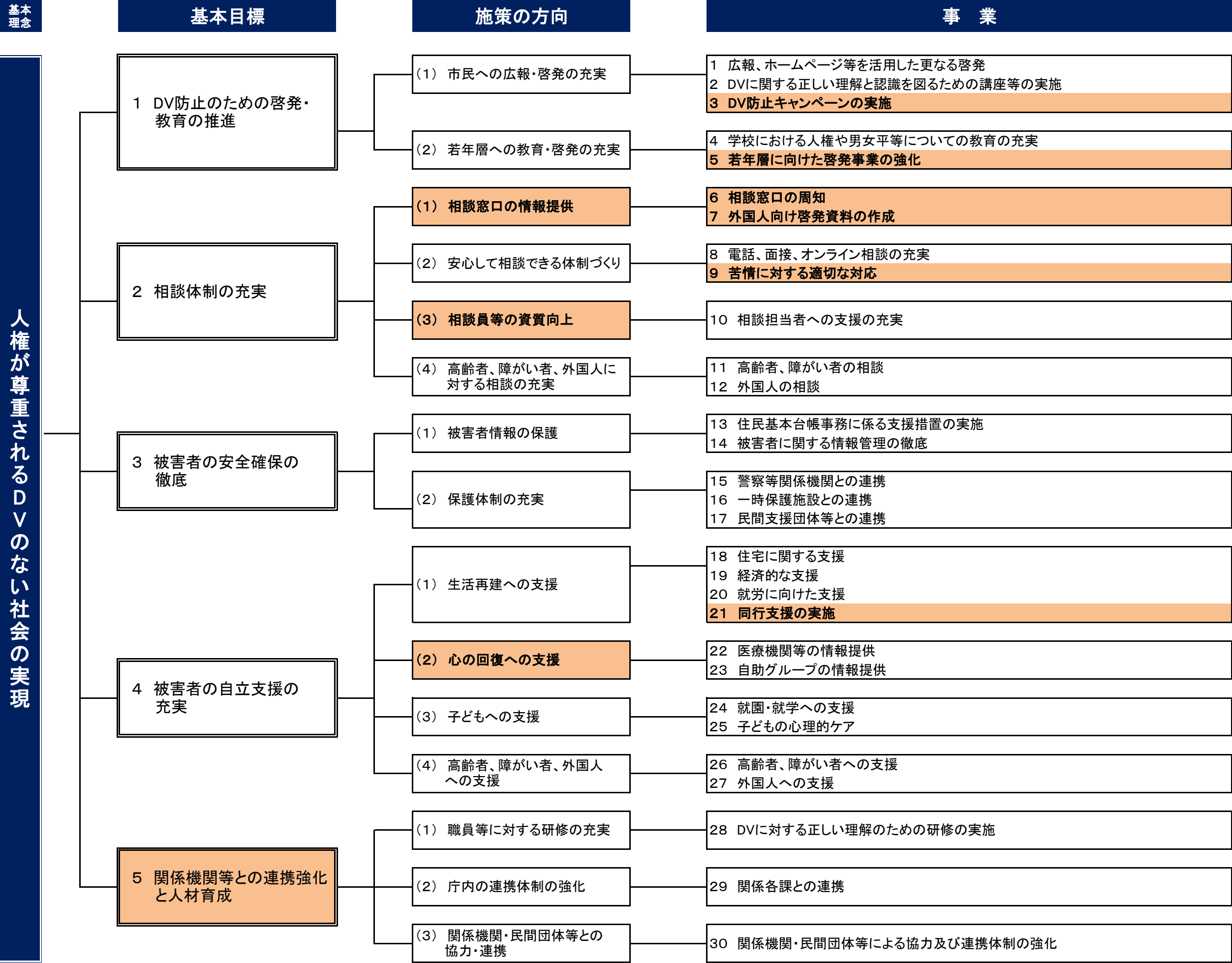
被害者支援を総合的に推進するため、切れ目のない支援と関係機関等との連携強化を図ります。

DV対策基本計画体系（案）

春日井市DV対策基本計画（第2次）		春日井市DV対策基本計画（第3次）	
基本目標	人権が尊重されるDVのない社会の実現	基本理念	人権が尊重されるDVのない社会の実現
基本課題及び今後の取組	1 DV防止のための啓発・教育の推進 (1) 市民への広報・啓発の充実 (2) 若年層への教育・啓発の充実 (3) 加害者に対する取組	基本目標及び施策の方向	1 DV防止のための啓発・教育の推進 (1) 市民への広報・啓発の充実 (2) 若年層への教育・啓発の充実 (3) 加害者に対する取組
	2 相談体制の充実 (1) 安心して相談できる体制づくり (2) 相談員の資質向上 (3) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実		2 相談体制の充実 (1) 相談窓口の情報提供 (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 相談員等の資質向上 (4) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実
	3 被害者の安全確保の徹底 (1) 被害者情報の保護 (2) 保護体制の充実		3 被害者の安全確保の徹底 (1) 被害者情報の保護 (2) 保護体制の充実
	4 被害者の自立支援の充実 (1) 生活再建への支援 (2) 精神的な支援 (3) 子どもへの支援 (4) 高齢者、障がい者、外国人への支援		4 被害者の自立支援の充実 (1) 生活再建への支援 (2) 心の回復への支援 (3) 子どもへの支援 (4) 高齢者、障がい者、外国人への支援
	5 推進体制の充実 (1) 職員等に対する研修の充実 (2) 苦情に対する適切な対応 (3) 庁内の連携体制の強化 (4) 関係機関・民間団体等との協力・連携		5 関係機関等との連携強化と人材育成 (1) 職員等に対する研修の充実 (2) 苦情に対する適切な対応 (2) 庁内の連携体制の強化 (3) 関係機関・民間団体等との協力・連携

施策の体系図(案)

加害者に対する取組(事業とし、場所は保留)



3 これまでの経緯

年	国	愛 知 県	春日井市
1999 (平成 11)	・「男女共同参画社会基本法」成立（6 月公布、施行）		
2000 (平成 12)	・「男女共同参画基本計画」策定（12 月）		
2001 (平成 13)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立（4 月公布、10 月一部施行）	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定（3 月）	
2002 (平成 14)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行（4 月）	・「愛知県男女共同参画推進条例」施行（4 月） ・愛知県女性相談センターに配偶者暴力相談支援センター機能を付与（4 月）	・「かすがい男女共同参画プラン」策定（3 月）
2003 (平成 15)			・「春日井市男女共同参画推進条例」施行（4 月） ・春日井市男女共同参画審議会設置（4 月）
2004 (平成 16)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（6 月公布、12 月施行） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定（12 月）		
2005 (平成 17)	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定（12 月）	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定（12 月）	
2006 (平成 18)		・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定（10 月）	
2007 (平成 19)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（7 月公布、1 月施行）		・市民活動推進課男女共同参画室にDV相談員配置「DV相談」開設（4 月）
2008 (平成 20)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定（1 月）	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2 次）」策定（3 月）	・「春日井市DV対策連絡会議」設置（2 月） ・「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」策定（3 月） ・「オンラインDVほっと相談」開設（8 月）

年	国	愛 知 県	春日井市
2009 (平成 21)			・「春日井市DV対策基本計画」策定（3月）
2010 (平成 22)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定（12月）	・	・「春日井市DV対策関係機関連絡会議」設置（2月）
2011 (平成 23)		「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定（3月）	
2012 (平成 24)			・「新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021」策定（3月）
2013 (平成 25)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（7月公布、1月施行） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」策定（12月）	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定（3月）	
2014 (平成 26)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（4月公布、2015年(平成 27 年) 4月施行） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」一部改正（10月）		・「春日井市DV対策基本計画（第2次）」策定（3月）
2015 (平成 27)	・「第4次男女共同参画基本計画」策定（12月）		
2016 (平成 28)		・「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定（3月）	
2017 (平成 29)			
2018 (平成 30)		・「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）」策定（3月）	・「新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021」改定（3月）

◆春日井市DV対策基本計画(第3次)策定スケジュール(案)

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本的事項の検討、整理	→		→									
関係各課との調整			→	→								
中間案検討				→	→	→	→					
市民意見募集（パブリックコメント）								→	→			
最終案検討									→	→		
計画策定												●
男女共同参画審議会の開催				● 7/10		●			●			●
文教経済委員会への報告								●			●	
D V 対策関係機関連絡会議の開催			● 6/29			●						
D V 対策連絡会議の開催			● 6/15			●			●			

春日井市DV対策関係機関連絡会議(5機関)…名古屋法務局春日井支局、愛知県春日井警察署、愛知県春日井保健所、愛知県尾張福祉相談センター、愛知県春日井児童相談センター

春日井市DV対策連絡会議(12課)……………広報広聴課、男女共同参画課、市民課、保険医療年金課、健康増進課、地域福祉課、障がい福祉課、生活支援課、子ども政策課、保育課、住宅施設課、学校教育課